

## 船舶インシデント調査報告書

令和4年9月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和4年3月1日 11時45分ごろ
発生場所	岩手県宮古市真埼東方沖 陸中真埼灯台から真方位078° 7.0海里付近 (概位 北緯39° 46.5′ 東経142° 08.8′)
インシデントの概要	漁船第三漁運丸 <sup>りょううん</sup> は、漁具のロープが推進器に絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年3月31日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第三漁運丸、9.7トン IT2-3968（漁船登録番号）、個人所有 第210-40356号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、真埼東方沖において、いさだ（ツノナシオキアミ）漁を開始した。</p> <p>船長は、投網後、網の袖を絞ろうと、本船の船尾を網袖の索（以下「本件索」という。）の先端部付近に接近させた後、機関を中立とした。</p> <p>後部甲板にいた甲板員は、本件索をたぐり、網の袖を絞る作業中、本件索が船底に潜り込んでいるのを認め、船長に本件索が船底に潜り込んだものの、プロペラまで到達していない旨の報告をした。</p> <p>船長は、甲板員の報告を受け、絡索を避けようと、本件索の状況を詳細に確認することなく、機関を前進にかけたところ、本件索が推進器に絡み、機関を中立とした。</p> <p>本船は、船長が航行不能と判断し、漁業無線で救助を要請した僚船にえい航され、宮古港に入港した。</p>
分析	本船は、機関を中立として操業中、船長が、本件索が船底に潜り込んだのを認めた際、甲板員から本件索がプロペラまで到達していない旨の報告を受けたことから、機関を前進にかけたところ、本件索が推進器に絡み、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、機関を中立として操業中、船長が、本件索が船底に潜り込んだのを認めた際、甲板員から本件索がプロペラ

	<p>まで到達していない旨の報告を受けたため、機関を前進にかけたところ、本件索が推進器に絡まったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、漁具のロープが船底に潜り込んだ際、状況を詳細に確認し、絡索等のおそれがないようにポートフック等で処置したのち、機関を使用すること。</li></ul>